

# GTFS Responsible Use License (GTFS-RUライセンス)

本ライセンスは日本法に準拠し、解釈および運用は日本国内での利用を前提とします。  
乗換案内サービス事業者が交通事業者と個別に契約している場合、そちらが優先されます。

## 1. 案内用途での更新義務

### 1.1 正確な案内の義務

案内用途でGTFSデータを利用する者は、ODPTデータセンターのAPIを通じて最新のデータを取得し、データの内容に基づいた最新の時刻案内を提供する責任を負います。

ダイヤ改正日には、交通事業者の公式時刻表と内容が一致していなければなりません。

### 1.2 損害賠償の責任

案内結果によって交通事業者に損害が生じた場合、利用者はこれを賠償する責任を負います。

(ただし、APIから取得したGTFSデータ自体に問題があった場合は免責となります。

発見した問題をデータ提供者へ報告してください)

## 2. 案内利用の連絡義務

### 2.1 事前通知の義務

案内用途でGTFSデータを利用する者は、自身が提供する時刻案内について、一般公開を開始する前に交通事業者へ通知し、承認（公認）を得なければなりません。

## 3. 利用中止規定

### 3.1 利用禁止の措置

以下の場合、GTFSデータの利用を直ちに禁止します。

- ・案内用途で利用時に、ダイヤ改正などでのデータ更新に適切に対応しなかった場合
- ・不正確な案内を継続して行った場合
- ・複数のバス会社の案内をする場合に明らかに不公平な案内を継続した時
- ・本ライセンスに違反した場合
- ・その他、交通事業者や利用者に損害を与えた場合

禁止措置の通知は、交通事業者またはライセンス管理者より書面で行われます。

## 4. 改変および再配布

### 4.1 自由な改変と再配布

案内用途以外での利用については、GTFSデータの改変および再配布を自由とします。

ただし、以下の条件を満たしてください:

- ・再配布時に本ライセンスのコピーを添付すること。

### 「正確な案内の義務」についての補足

日付を指定して先の日の検索ができる場合、ダイヤ改正日をまたいでも正確に案内できる必用があります。正確な案内の義務は、C P（乗換案内サービス事業者）にも適用されます。